

平成29年度高石市子ども・子育て会議・会議概要

■日 時：平成30年1月26日（金）午前10時～12時

■場 所：高石市役所本館 2階 正庁大会議室南

■出席者

[委 員] 畠中会長、中西副会長、清水委員、新里委員、土師委員、松村委員、倉本委員、末本委員、川村委員、山崎委員、隈元委員、中谷委員、倉田委員、東野委員
以上14名中14名出席

[事務局]市長部局 神志那保健福祉部次長、梶山高齢・障がい福祉課長、細川地域包括ケア推進課長、川口地域包括ケア推進課長代理、上田地域包括ケア推進課主幹、守本地域包括支援課係長

教育委員会 木寄教育部長、村田教育部次長兼社会教育課長、家村こども家庭課長、小林子育て支援課課長、西川教育総務課長、吉田学校教育課長、辻本子育て支援課長代理、湊こども家庭課長代理、堀川子育て支援課係長、名古屋主任、山西主事

■配布資料

- 資料1 次第
- 資料2 高石市子ども・子育て会議条例
- 資料3 高石市子ども・子育て会議委員名簿
- 資料4 高石市子ども・子育て会議傍聴要綱
- 資料5 中間見直しの概要と人口推計の見直しについて
- 資料6 事業の見込み量・確保方策の見直しについて
- 資料7 施策の報告について
- 資料8 高石市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）冊子

■会議次第

1. 開会
2. 委嘱状の交付
3. 委員、事務局の紹介
4. 会長、副会長の選出
5. 会長の挨拶
6. 案件

- (1) 高石市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの概要と人口推計の見直しについて
- (2) 教育・保育の見込み量・確保方策の見直しについて
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の見込み量・確保方策の見直しについて
- (4) 高石市子ども・子育て支援事業計画における施策の報告について

■会議概要

1. 開会

事務局より開会挨拶

2. 委嘱状の交付

3. 委員、事務局の紹介

4. 資料や出席状況の確認

高石市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定による半数以上の出席の確認

5. 会長、副会長の選出

6. 会長挨拶

7. 会議の公開に伴う傍聴者入室の承認

初めに会議の傍聴について、お諮りをいたします。高石市子ども・子育て会議の傍聴要項第2条では、会議は原則公開とする。ただし、会議の議長が会議に諮り、公開しないと決定したときはこの限りではないとございますが、原則公開ということですので、公開して傍聴希望者に入らせていただいてもよろしいでしょうか。

異議なしということで、本日の会議は、公開することに決定いたします。

8. 案件

- (1) 高石市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しと人口推計の見直しについて・・・資料5に基づき、事務局説明(略)

畠中会長：この案件は子育て支援事業計画の中間見直しの概要と人口推計の見直しというテーマなんですけれども、9ページからなんですけれども、規定によって中間年に当たるところで見直しをやるということですね。今日の議論がこの9ページのフローに書いてありますように、人口推計の見直しとして、教育・保育の

見直し、さらに地域子ども・子育て支援事業の見直し、そして施策の報告と、こういった順番で議論をしていくわけですが、人口推計については、11ページ、12ページ、13ページを見ていただきますと、特に、例えば平成29年度当初の推計値と実績値、これが10%以上の乖離があるということでそれは見直しの根拠になっているという説明がございました。さらに、そういう保育の見直しというのが10ページの(3)の中にあります、幼児期の学校教育・保育、教育施設、あとは幼児期の学校教育取り組み、保育施設、幼稚園や保育所、これが中間見直しを行うとあります。

さらに、地域子ども・子育て支援事業の見直しというのは、同じ10ページの上から3番目の利用者支援に関する事業、さらには最後の妊婦に対して健康診査を実施する事業まで、これが対象ということです。それ以外は施策報告として、高石市はどのように対応していくものであるということでございます。ちょっと雑ばくなまとめ方をしましたが、ご質問とかご意見とか全体の枠組みですので、そんなに大きな問題はないかと思えますけれどもいかがでしょうか。はい、どうぞ。

土師委員：この会議の主要因が何か見えるものがあるのがあれば教えていただけますか。会議の主要因ですよね。要因。

畠中会長：要するに、推計をして実績値が10%以上乖離した要因は何のかというご質問じゃないかと思えます。どうぞ。

事務局：子育て支援課の小林です。よろしくお願いいたします。

当然、子育て計画となりますので、子どもさんの数というところの変化になるかと思うんですけれども、実は、この12ページの事業計画のところの当初推計というところに各年齢ごとの子どもの数というのが載っているところかと思えます。ちょうど11歳の子どもであれば610人と、平成27年ですけれども、そこから、やはり少子化の流れというのがとどまらないところがありまして、ゼロ歳のところでは453人となっていました。当初推計がこういった形だったんですけれども、ちょっと実績のほうは右のほうをごらんいただきたいんですけれども、このゼロ歳が実際のところの平成27年の結果というのが429という非常に厳しい数字が出てございました。平成28年以降になると一変しましてちょっと数字が持ち直してきているんですね。今まで高石市ではなかなかこの少子化の波というのがとどまらないところがありました。しかしながら、いわゆる子育て施策であったりとか、当然住宅施策、いろんなところもかわりがあると思うんですが、その中で子供の人口がやや持ち直しているというか、若干増加傾向にあるという中で、今後のいわゆる保育所、幼稚園の部分、子育て支援事業の部分などで若干当初の見込みと乖離している部分というところがあるというところで、これは国の方針に基づいて3年で見直しというところが一つ目安とし

てなっておりますので、そういった背景もあって、実績の報告と今後残りの2年間の部分の見直しをしっかりとやっていこうという趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

畠中会長：よろしゅうございますか。質問、疑問……。

土師委員：要は、住宅がふえたという考え方でいいですか。

事務局：一つの要因としては、そういったところもあるのかなと、さまざまな要因があるかとは思いますが、はい。

土師委員：多分見直しの計画の中で、どういう要因で子供がふえたかということで、多分見直し案も変わってくると思うんですよね。ある程度要因の補足というか、具体的なものはなかなか難しいと思うんですけれども、これだけ政策がうまくいって、人間がふえたとか、この辺の住宅が新しくなったんですごく子供がふえたんだというようなことがあれば、また見直し案としての計画も変わってくると思うので、その辺とこの辺がもうちょっとできたら具体的にあったほうがええかなという気はします。

畠中会長：どうもありがとうございます。

こういった推計はかなり年度の延長からいろいろと計算式を当てはめて推計していきますので、いろいろな変化要因が社会変化、この場合、状態がふえているということに関しては、高石市の政策の効果というところ何かおこがましいですけれども、何か子育てしやすいまちという、そういう政策都市として認識されているのかなと、そういう肯定的な捉え方もできるのかもしれませんが、とにかくいろんな施策が徐々にじわじわと効いてきて、結果として、人がふえているというような実態だと、喜んでいいのか、悲しんでいいのかよくわかりませんが、そういうことではないかと。要因に関しては本当に一要因ではなかなか説明できないと思いますので、社会減少、その辺はおいおいまた頑張らなくて、そういった例に、中身がやっぱり徹底して議論していくということが大切です。今、ここでは、これ以上の答えは難しいのかもわかりません。

ほかにはございますか。

はい、どうぞ。

倉田委員：中間見直しを行わないというのは、人口推計が10%以内であったからというふうに、例えば放課後児童健全育成事業とかは、行わないとなっておりますけれども、事業の内容を見直すことはないんですか。人数が変わらないと、余り3年前と人数が変わってないような気がしましたので。

畠中会長：10%の乖離がないものは、見直しの対象にしていけないのではないかというご意見だと思いますので、何かお答えはありますか。

事務局：今回のいわゆる子ども・子育て支援事業計画の見直しというのは、一つ国のほうで指針というか、考え方というのが示されておまして、やっぱり10%超え

ているものについては見直したほうがよいのではないかと、その範囲内のものについては一定需要と供給の見込みというところで、一定のバランスがとれているというところなので、必ずしも必要がないというところで、需給バランスという考え方ですので、当初の見込みと、人口はふえてきておりますけれども、結局、利用意向がその分上がらなければ変わらないということなので、そういったところについてはちょっと据え置きという形での判断とさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

畠中会長：ただ、納得はされていないと思いますけれども、そういった優先順位がやっぱりありますので、その中でまず乖離の高いものからきちんと調整をしていこうということじゃないかと思えます。

ほかにございますか。

もしもご意見なければ案件2のほうへ移らせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(はいの声あり)

事務局からご説明をお願いします。

(2)教育・保育の見込み量確保方策の見直しについて・・・資料6に基づき、事務局説明(略)

畠中会長：ありがとうございます。

幼稚園と保育所の部分の保育計画を実施してのプラン、それぞれ書いていますけれども、幼稚園は100名ほど減、実績に、見直しの必要性も86%ありますけれども、まだ余裕があるという、けれども、15ページの下段に新しい見直し案が出ております。

17ページは保育所ですけれども、これは当初確保値で1,236名、1,200名ぐらいのキャパを確保するという方策でしたけれども、実績値がほぼそれに匹敵する形になっているということですね。見直しの必要性としては約30%、2号認定さんで100%、2号認定というのは3歳から5歳児、3号認定で約1割の増と、こういった見直し、例えば幼稚園と保育園が一番違いが出てきておりますけれども、こういった見直し案が提案されております。

ご意見をいただきたいと思えます。いろんなお立場によって、この数字というのは明瞭な受けとめ方があると思えますけれどもいかがですか。

はい、どうぞ。清水委員。

清水委員：失礼します。量の見込みを操作することによって、ある程度何とか量とか対応できると思うんですけれども、恐らく質の部分といいますか、それがこれから今いっぱいいっぱいになってきていますので何とかそれを高めていくというか、

まずは維持かもしれませんが、維持してなおかつ質を高めていくということに関して、これから恐らく計画的にそれをしていく必要が出てくるかなと思います。ちょうど幼稚園教員や保育園保育士も変わり目ですし、その後、小学校の学習指導要領も新しいのが入ってきますので、それに対して、今後何か計画といいますか、質を維持、向上させていくためのことを何か考えておられるようであれば一言お願いできたらと思うのですがいかがでしょうか。

畠中会長：どうぞ。

事務局：ご説明させていただきます。

まず本市の独自政策として、市内のいわゆる保育所、認定こども園の施設なんですけれども、いわゆる公立保育所でベテランの経験のある保育士が各施設を巡回していろんな相談であったりとか、アドバイスをしていたりとか、児童の様子を見たりとか、そういったところでそれぞれ当然、各施設ともご努力もいただいておりますし、そういった中での取り組みというのは市としては実施しているところでございます。

先ほど清水委員のほうからご指摘ありましたとおり、2018年4月から新しいいわゆる幼稚園教育要領であったり、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園それぞれ全て新しい形になってきますので、その中でいわゆる乳児保育にかかわる狙いの内容であったりとか、いわゆる健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域の部分であったりとか、そういったところもまたきちっと確認しながら、よりわかりやすい形というか、各施設の中でそういったところもどういう形でそこを目指していくのかという部分もきちんと勉強していきながら保育、教育行政に取り組んでいきたいと考えております。

畠中会長：よろしいですか。中西委員。

中西副会長：ちょっと関連するんですけれども、2号、3号がふえて、この部分は既存の今ある保育所1園と幼保連携型の園で全員が入れるような状態と考えていいですか。

事務局：平成29年度までの実績で申し上げますと、年度当初はもちろん待機なしという形で来ております。ただ今年度につきましてはこの1月1日、17ページに書いてありますとおり、1月1日の速報値で1,241ということなので、若干名なんですけど待機というのは出ている状況と、1名、2名というところなんですけど出ている状況というのが今の実情でございます。

中西副会長：清水委員のと関連するんですけれども、現場の園長先生方もいらっしゃいますけれども、定員を超えて受け入れられている状況なんではないでしょうか、配置とか。その場合、やっぱり質の部分とか、あとゼロ歳というのは一人ふえても保育士の数が変わってくる可能性もありますので、保育士の保育教員の確保ですとか、そのあたりの見通しみたいなのは、先ほどと関連しますが。

事務局： まず、当然施設の中でいわゆる認可の定員であるとか、そういったところは定められているところですが、いわゆるこういう状況ですので、若干弾力化をお願いしながら、もちろん面積基準であったりとか、職員の配置基準というのは遵守した上での話なんですけれども、若干ちょっと本来の定員よりも多目をお願いして受けていただいているという事情もございます。また、当然そういったところで、多く受けると当然多くの保育士が必要になるというところで、今ここが一番国全体でもそうですし、各自治体も非常に悩んでいるんですけれども、保育士の確保というところが非常にハードルが高くて、今年度いわゆる国のほうでも何とかその処遇を少しでも上げていこうというところで処遇改善というんですけれども、そこで今までになかった副主任とかチームリーダーとか、そういうポジションとかをつくって、ちょっとでも、保育士さん非常に苛酷な労働となりますので、そういったところでまた処遇の改善であったりとか、あと保育士の負担をちょっとでも下げていくような、例えばシステムの導入とか、そういったところも国では出しているんですけれども、そういったところもまた努力していきながら、何とか保育士さんに来ていただいて、働きやすい環境と申しますか、そういったところも当然努力していかなければ、なかなかこの待機児童対策というのは成り立たないのかなというふうには考えております。

畠中会長： ほかにご意見ございますか。

実績値が29年度の段階で塞がっているというような状況ですので、ちょっと30年度、31年度を見越して、何かこの枠をどういうふうに移して行くのか、ちょっと上向きなのか、あるいは横向きなのか、その辺の何かお考えというのはありますか。

事務局： 今後の見通しということなので、ちょっとなかなか難しい部分もあるんですが、やはりこの27、28、29のこの3カ年を見ている限りにおいては、すぐに下がってくるというのはちょっと予測しにくいのかなと、もう少しやはり伸びが出る可能性もありますし、すぐにこれが下落するというふうにはちょっと考えていないので、ちょっと今の既存の施設さんとなかなかいろんな相談もしながら、考えていくというところになるかと考えております。

畠中会長： ほかにご意見ございますか。

清水委員や中西副会長がおっしゃった政策的に量を確保するというのは大前提ですけれども、量を確保するだけで使命が終わるんじゃなくて、やっぱり質をきちんと確保していくというのにも肝に銘じてきちんと政策していただくことは思います。

ほかにご意見ありますか、なければ次の案件に入りたいと思いますけれどもいかがですか。

(発言する者なし)

(3)地域子ども・子育て支援事業の見込み量・確保方策の見直しについて・・・資料6に基づき、事務局説明(略)

畠中会長:ありがとうございます。地域子ども・子育て支援事業の見込み量・確保方策の見直しに11の施策、事業がございますけれども、その見込み量を各施策の見直しということで増設をしたり、見直しをしたり、あるいは見直しをしなかったりですとか、11の事業に関して詳細な説明概要でした。ご意見等伺いできればと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

土師委員:7番の地域子育て支援拠点事業の部分で見直し案として出ている子育て支援施設、1個増というところですけども具体的にはどんな施設なんですか。

事務局: 現在、いわゆる子育て支援拠点事業として公立保育所1カ所ということです。あと民間の認定こども園で2カ所拠点事業をしていると、さらに昨年12月にいわゆる駅前の複合施設でHUGOODというところを開所させていただいて、そこも拠点事業として考えているところです。見直し案の中に31年から5という数字になっておりますけれども、この拠点事業、主に中部から南部に拠点事業というのがある形でございます。市の一番保育部の羽衣のほうにちょっと拠点事業としては遠いのかなというところがございます。羽衣のほうで何とかもう一カ所拠点事業を開所できないのかなというところで今、計画として上げさせていただいているというところがございます。

畠中会長:よろしいでしょうか。

土師委員:はい。すみません、もう一個だけよろしいでしょうか。

畠中会長:はい、どうぞ。

土師委員:乳児家庭全戸訪問事業なんですけれども、今、これの対応はどちらのですか。

事務局: 地域包括ケア推進課の細川です。現在本課のいわゆる専門職、保健師、助産師、看護師等が対応しているところでございます。この事業の件に関して若干説明させていただきますと、この事業は出産後4カ月をめどに全戸訪問させていただいているんですが、いわゆる妊娠届、母子手帳の交付の段階から継続的に対応していくという中の一貫でございます。支援センター等のアプローチをさせていただいて、その結果、訪問とかもさせていただいていると、もちろんこの訪問後、出産時期に当たりますまで産前産後サポート事業であったり、出産後の支援を行う、産後ケア事業、30年度からは産後健診も実施していこうということで、いわゆる妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援という一貫の事業として現在行っておりまして、来年度からは国が進めています子育て世代包括

支援センターという形でこの事業も進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

畠中会長：ほかに。はい、どうぞ。

倉田委員：この6番の養育支援訪問事業なんですけれども、すごく200%以上ふえていると思いますが、ちょっとポイントを読んでもこれで大丈夫なのかという感じはします。例えば47人を見込んでいたのに45人の実績があって、それが次の年もどんどんふえていくと思うんですけれども、そういった人の確保とか、具体的なことがちょっと見えてこないなと思います。これでちょっとお母さんとか兄弟、ちょっとしんどいのかなというふうに想像しますけれども。

事務局：こども家庭課の家村でございます。

この要保護児童対策地域協議会が支援するご家庭といたしますのが、最近、例えばDVの関係ですとか、児童虐待、虐待防止法などができましてから、市民の皆様からのそういったご家庭に対する気持ちを向けるといいますか、今まではご家庭のことだからと見過ごされていたことが、ちょっと泣き声がいつもよく聞こえるんですよとか、ちょっと心配なんですよということで気にかけていただいている方のご通報があった場合なんです、そういったときに私どもで家庭児童相談員などがお伺いして、お話を聞いたりですとか、また必要なサービスがあったときにそちらにつなぐとか、そういったことをさせていただくものがございます。

28年度につきましては、その家庭児童相談員のほうが以前3名だったんですけれども4名にふやして、体制を強めておりますので、こういった方々の増加に対応できるようにこちらも努めておりますので、よろしくお願いします。

畠中会長：はい、どうぞ。

倉田委員：もう一つ、ファミリーサポートの事業、10番です。10番の内容、援助が必要であっても、具体的に自分が母親だったらちょっと700円どうかなと思ったり、受け取るほうも700円少ないなと思ったり、その辺もうちょっと考えてもらえ、社会福祉協議会の方にお聞きしたいですけれども、利用者をふやす施策とか、大分少ないと思うんですけれども。

事務局：すみません、私どもからちょっとご答弁させていただきます。

ファミリーサポート事業ということで、委員のほうから減ったということで、これらさまざまな要因があろうかと思っておりますけれども、それと今提供されている方や依頼される方の額のことですね。これがどうかというふうなご質問でございますけれども、この額につきましては、行政のほうと社協さんのほうといろいろ過去からお話し合いをさせていただいて、一定、当然社協さんのほうも受託ということでお受けはさせていただいている受託事業ということでございますので、その反面、我々行政のほうは税金で予算化するというところで

ございますので、その辺は過去から適切な価格でもちまして、市のほうは税金を支出させていただいている、社協さんは適切な価格で受託をさせていただいているという過去からの結果がございますので、委員の今のご意見については今後参考にさせていただきたいなと思っております。

畠中会長：ご納得をされた顔じゃないんですが、多分もっとうまくやればこの事業はもっとふえるんじゃないかと、いろんなものがネックになっていて、活用されていないんじゃないかというご意見じゃないかと思いましたがけれども、やっぱり施策がある以上、行政としてはなるべく税金を使いたくないというのはそのとおりですけども、やっぱりきちんと施策が機能するような形をどうつくり出していくかという、そういう議論がやっぱり大事なので、メニューがありますよだけでは使い勝手が悪いというのは結構ありますので、今後検討していただければと思います。

ほかにごありますか。中西さん。

中西副会長：今ちょっと会長もちらっとおっしゃったんですけども、今一つずつ事業を見直ししていますけれども、結局この子育てに関連して全部連動していますよね。ですから、今のところわずかな待機児童で既存の施設で一応対応できていても、例えば一番最初にご質問あった、この後子供の数がどうなるのかと、いろんな要因があってはつきり今はわからないと思いますけれども、例えば賃貸のマンションで子供がふえているとしたら、世代は入れかわるので若い層は減らないだろうし、買とりだったらそうもならないだろうしとか、そういった部分、そしたら足りないんだったら、足りない部分、家庭的保育所とか小規模とか保育所1件認定こども園建てるのかといったらそれも大変だと思うんです。その場合、例えばファミリーサポートのシステムを使うのかとか、だから連動してくると思うんです。そうなった場合、既存で動いている制度の使い勝手というんですか、そういうのも見通しとしては必要やと思いますし、そこにどれだけ、こちらにかけるのか、こちらに税金をかけるとの、こちらがどうかみたいな話が出るとは思いますけれども、使いやすいという方向性も考えとかないといけないだろうなと思いますね。それと、ここのポイントの中に、自治会での口コミなどさまざまな媒体を活用して周知を図りますということなんですけれども、知らないという方も結構、いろいろやっているけれども、知らなかったと、高石市だけじゃなくていろんな自治体ありますので、恐らく今の媒体を使って広報してると思うんですが、そういった部分はこういう制度があるよ、こういうのを使えますよというのは周知する工夫というのがファミサポだけじゃなくて、ほかの部分についてもできるだけ見えるようにさせていただきたいなと思います。

以上です。

畠中会長：ほかにございますか。

特段のご意見がなければ次の案件に移らせていただきたいと思います。

案件4、高石市子ども・子育て支援事業計画における施策の報告について。高石市独自で行っていきまして、ご説明お願いいたします。

(4) 高石市子ども・子育て支援事業計画における施策の報告について・・・資料7に基づき、事務局説明(略)

畠中会長：以上かな。

今、子ども・子育て支援事業の進捗状況や新たに掲げている学校教育課、子ども家庭課、社会教育課、地域包括ケア推進課、高齢・障がい福祉課といったところから担当の施策をご説明いただきました。何か、ご質問ありますでしょうか。

山崎委員：本日の案件の中には直接的に触れられておりませんが、ただいまご報告いただいた政策報告の中にも多少関連があるだろうということにご質問というか、ちょっとお教え願いたいんですけれども、今、子ども食堂、これはボランティアとして立ち上がってきております。現実に民生委員・児童委員協議会のほうにも地域で民生委員が活動されるときにお手伝いなり、参加をいただけたらという要請が多い。そういうことも含めて、今後この子ども食堂の担当窓口、どこでどのようにしていかれるのか、それから食堂ですから食事をするんですけれども、これの衛生面のことであったり、それから安全・安心のことがここに出ておりましたけれども、夜、夕方、今だったら暗いとき集まっていたいて、ここらの安全・安心のことをどうしていくのか、何か運営規程のようなものが今後、どこでどのようにどう整理をされていくのかということです。いい活動だとは思いますが、ボランティアがやっていくということの中で、今後どのようにお考えになっているのかだけお教え願えますか。

事務局：山崎委員のほうからいただいた子ども食堂の件でございまして、この子ども食堂につきましては、我々のほうも大阪府内の自治体の支援状況でありますとか、実施状況、問題です。それで担当窓口というお話がございましたけれども、私、教育部所管でございますので、庁内の組織の窓口につきましては、私のほうからご答弁させていただくのが適切ではないかと思いますが、現時点で子ども食堂という施策を行政としてどういう形で実施、支援、検討していくのかという過程で窓口の設置という、今現在、まだ検討といいたいまいしょうか、まだ進んでおられないという状況でございまして。しかしながら、日本全国、それから大阪府内の動向等によりましてやはり子供さん、家庭の貧困対策ということで、子ども食堂の普及ということが全国的に言われているところは我々も十分承知をい

たしているところがございますので、今後、そういった他市の動向も踏まえながら、我々のほうとしてもこの施策にどう取り組んでいくのかということはいっかりと検討していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

畠中会長：山崎委員よろしいですか。

山崎委員：現実に活動をしつつあるような状況の中にありますから、できるだけ早くというか、ご検討いただきたいということを要望です。

畠中会長：ほかに最後、進捗状況や新規メニューに関して何かございますか。

はい、どうぞ。

東野委員：ちょっと福祉バスのことなんですけれども、私、母親がだんだん高齢になってきて、こんなルートもふえてよかったねと言ったものの、全部ここの市役所で乗りかえなんですよね。それって行く場所、そんなに市役所に用事があるかと言ったらそうでもないと思うんです。そしたらみんなどこに行きたいか、お子さんがいる方だったらこのHUGOODがあるならアプラ高石に行きたいと思うんです。雨が降っていたりして買い物に行きたい、足元が悪い中自転車乗られへんからバスに乗りたくなったときに、わざわざ市役所まで来て、また乗りかえてとするんだったら、本当だったらアプラ高石で乗りかえられるようにするのが一番いいかなと私思っ、そこじゃないと3台待機できないとかいうのがあるかもしれないんですけれども、市役所の需要より多分アプラ高石の需要のほうが大きいんじゃないかなというのだけちょっと気になっていたんですけれども。

畠中会長：ルートの検討ですね。

ほかにごございますか。

はい、時間も大分予定に来ておりますけれども、ほかになれば一応事業の取り組みとしまして、今回の中間期の見直し案、いろんなご意見出ましたけれども、見直し案をどうつなごうかということになるわけですけれども、承認するということがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは中間期の見直しについては事務局提出案による事業計画の変更を承認するということといたします。

これで、全てかな、事務局から何かありますでしょうか。

事務局：委員の皆様大変お疲れさまでございました。

事務局より事務連絡（略）

畠中会長：それでは、本日の会議はこれをもって終了させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変ご協力いただきありがとうございます。